

2014. 1. 18 4. 25

弁護士 坂東克彦

### 熊本・新潟水俣病事件略年表

- 1955(昭 30). 7 通産省 第一期石油化計画 策定
- 1956(昭 31). 5. 1 熊本水俣病 事件公表  
新日本窒素肥料(株) (チッソ) 水俣工場附属病院 細川一院長 水俣病患者の発生を水俣保健所に届け出。
- 1957(昭 32). 9. 11 厚生省公衆衛生局長 熊本県から食品衛生法第四条第二号による漁獲禁止などの措置に関する照合に対し、「水俣湾内特定地域の魚介類のすべてが有毒化しているという明らかな根拠が認められない」として、同法を適用できないと回答
- 1958(昭 34). 8 坂東 第二東京弁護士会に弁護士登録
- 1958(昭 33). 9 チッソ水俣工場のアセトアルデヒド排水路を百間口から水俣川に変更。被害は工場以北地域に拡大 (1988(昭 63).2.29 最高裁決定でチッソ社長吉岡喜一、水俣工場長西田栄一両名の業務上過失致死傷有罪が確定)
- 1959(昭 34). 10. 21 通産省秋山武夫軽工業局長 チッソに対し排水処理のための浄化槽を年末までに設置すること、および水俣川に変更した排水を百間口に戻すことを指示。浄化槽は 12 月に完成したが、もともと水銀を除去する能力のない見せかけのものであった。チッソはアセトアルデヒド排水をこの浄化槽に通さないで不知火海に流し続けていたことが後日判明。
- 1959(昭 34). 10. 24 400 号猫発症
- 1959(昭 34). 11. 2 熊本水俣病被害漁民 工場に乱入。  
大量逮捕。55 人を建造物侵入などで起訴。
- 1959(昭 34). 11.12 厚生省食品衛生調査会 水俣病の「主因をなすものはある種の有機水銀化合物である」と厚生大臣に答申。同委員会は翌日解散。1959(昭 34). 11. 30 水俣工場 研究班会議 細川院長 400 号猫の発症を報告
- 1959(昭 34). 12. 8 日本化学工業協会産業排水対策委員会 (委員長 昭和電工社長 安西正夫) 内に塩化ビニル・酢酸特別委員会を設置し、そのもとに田宮委員会において水俣病の原因究明を行うこととした。
- 1959(昭 34). 12. 15 通産省 第二期石油化計画 策定
- 1959(昭 34). 12. 20 水俣工場 浄化槽竣工
- 1959(昭 34). 12. 30 「見舞金契約」死者一人 30 万円の見舞金
- 1961(昭 36). 9 熊本大学 入鹿山且郎教授 水俣工場アセチレン加水反応装置に連結する管中の水銀カスからメチル水銀の結晶を抽出。日本衛生学会誌

- 1962.8 (昭 37). 8号に掲載
- 1963 (昭 38). 8 坂東克彦 新潟県弁護士会に登録替
- 1964 (昭 39). 6. 16 新潟地震
- 1965 (昭 40). 1. 10 昭和電工 鹿瀬工場 アセトアルデヒドの生産停止
- 1965 (昭 40). 6. 12 新潟水俣病 事件公表
- 1965 (昭 40). 6~12.  
昭和電工 鹿瀬工場のアセトアルデヒドのプラントを撤去し、製造工程図を焼却
- 1965 (昭 40). 8. 25 新潟県民主団体水俣病対策会議 (民水対) 結成  
22 団体 勤医協、新潟地区労、水道労組、医労協、患者同盟、共産党、新婦人の会、民青同盟、医労協、国労、日本科学者会議、新大職組、高教組、農協労組、憲法会議・・・ オブザーバー 県評
- 1970.1.26 新潟水俣病共闘会議 結成 新潟県評、社会党など 14 団体に被災者の会、弁護団が参加 民水対の運動を承継
- 1965.10.7 阿賀野川有機水銀中毒被災者の会(後の新潟水俣病被災者の会)結成
- 1966 (昭 41). 5. 17 新潟県 鹿瀬工場排水口のミズゴケから有機水銀 検出
- 1966 (昭 41). 7. 12  
昭和電工・横浜国立大学 北川徹三「地震農薬説」を唱える。
- 1966 (昭 41). 8. 17 「毒まんじゅう」事件
- 1967 (昭 41). 4. 17 新潟水俣病弁護団 結成  
団長 渡辺喜八, 幹事長 坂東克彦, 事務局長 片桐敬弼
- 1967 (昭 41). 4. 17 厚生省特別研究班 原因は鹿瀬工場排水と結論
- 1967 (昭 42). 3. 31 桑野忠英の命日 この晩, 忠吾方にて提訴説得
- 1967 (昭 42). 6. 12 新潟水俣病第一次訴訟 三家族が提起
- 1967 (昭 42). 9. 1 四日市公害訴訟 提訴
- 1968 (昭 43). 1. 12 水俣病市民会議 結成
- 1968 (昭 43). 1 新潟水俣病患者 富山 婦中町を訪問 イタイイタイ病患者と交流
- 1968 (昭 43). 1. 21 新潟水俣病患者 水俣市を訪問 熊本水俣病患者と交流  
水俣市教育会館
- 1968 (昭 43). 3. 9 富山 イタイイタイ病訴訟 提訴
- 1968 (昭 43). 5. 18 チッソ 水俣工場アセトアルデヒドの生産停止
- 1968 (昭 43). 9. 26 政府見解
- 1969 (昭 44). 2 千種委員会設置 水俣病患者互助会 訴訟派と一任派に分裂
- 1969 (昭 44). 4. 28. 伊予大洲の細川医師宅にて 400 号猫ノートを撮影

- 1969 (昭 44). 5. 1 チッソ水俣工場正門前にて、患者を支援してたたかうチッソ第一労働組合員を激励
- 1969 (昭 44). 6. 14 熊本水俣病第一次訴訟 提訴
- 1969 (昭 44.) 12 記録映画『公害と闘う—新潟水俣病』作成実行委員会 (新潟県労働組合評議会 他)
- 1970 (昭 45). 1. 26 新潟水俣病共闘会議 結成
- 1970 (昭 45). 4. 8 北川徹三 反対尋問 (新潟地裁)  
北川証言 (農薬説) に対する反論
- ① 反対尋問
  - ② 新潟大学附属病院眼科に残されたカルテ
  - ③ 新潟地震前からの毛髪汚染
  - ④ 三川村神田慶義方埋葬猫からの水銀検出 三河村 神田慶義 方の埋葬ネコの水銀分析
  - ⑤ 鹿瀬工場排水口の水コケ 採取昭和電工鹿瀬工場排水口の水苔からの水銀検出
  - ⑥ 北川徹三 「8月上旬の塩水楔で毒が遡上した」と証言  
新潟地震 1964(昭 39).6.16  
防衛庁写真 1964(昭 39).6.27 撮影
- 1970 (昭 45). 7. 4 細川尋問  
東京 大塚の (財) 癌研究所附属病院にて細川医師の臨床尋問 (熊本地裁)  
朝日新聞 全国版 1970 (昭 45). 7. 5 にて報道  
法律時報 臨時増刊号 1973(昭 48). 2 に掲載  
細川尋問の経緯は、新潟県弁護士会報
- 1971(昭 46). 1. 新潟水俣病共闘会議 発足  
議長 渡辺喜八 事務局長 宮下弘治
- 1971(昭 46). 2. 4~5 西田栄一水俣工場長尋問  
坂東の尋問に対して「有機水銀はチッソ水俣工場から流れ出したもの」と証言する。(熊本地裁)
- 1971 (昭 46). 8. 7 環境庁 水俣病について「疑わしきは認定」と通知
- 1971 (昭 46). 9. 29 新潟地裁 新潟水俣病第一次訴訟 判決 (確定)  
判例時報 1971(昭 46).10.21 No.642  
裁判長 宮崎啓一 裁判官 泉山禎治 裁判官 佐藤歳二

#### 判決の意味

第一昭和電工の加害者責任を確定することによって、足尾鉍毒事件以来あいまいにされ続けていた公害加害者の法的責任を明確にし、公害被害者の被

害の賠償を求めることが権利として認められたこと、また、公害被害者が得る金員は「見舞金」でも「徳義金」でもなく、不法行為にもとづく賠償金であることが明確にされた。この判決は、わが国における法規範と国民の規範意識を根本的に変えるものとなった。

第二「汚染源の追及がいわば企業の門前にまで到達した場合には、企業側において自己の工場が汚染源になり得ない所以を証明しない限り、法的因果関係が立証されたものと解すべきである」として公害裁判における被害者の立証責任について、衡平の原理にもとづく新たな考え方を示した。

第三「化学企業が最高技術の設備をもってしてもなお人の生命、身体に危害が及ぶおそれがあるような場合には、企業の操業短縮はもちろん、操業停止までが要請されることがある」として、企業活動に対する人命尊重の立場を鮮明にかかげた。

1973 (昭 48). 3. 20 熊本地裁 熊本水俣病第一次訴訟 判決

判例時報 1973(昭 48).4.21 No.696

裁判長 斎藤次郎 裁判官 鴨井孝之 裁判官 浦島三郎

判決理由の骨子

①水俣病の発症は、被告チッソ水俣工場から放出されたアセトアルデヒド製造設備廃水中の有機水銀化合物の作用によるものである。

②被告チッソ水俣工場では、この廃水を工場外に放流するにあたり、合成化学工場として要請される注意義務を怠ったから、被告に過失の責任がある。

③いわゆる見舞金契約は、公序良俗に違反し無効である。

④原告らの損害賠償請求権の消滅時効は、未だ完成していない。

1973 (昭 48). 3 朝日新聞 第三水俣病(有明海水俣病)をスクープ。日本列島、水銀パニックに陥る。

1973 (昭 48). 6. 21 新潟水俣病補償協定 締結

1973 (昭 48). 7. 2 環境庁 関川水俣病 白認定

1973 (昭 48). 6. 7 環境庁 有明海水俣病について 白認定

1977 (昭 52). 7 環境庁 水俣病認定基準に「症状の組み合わせ」を導入

1978 (昭 53). 7 環境庁 水俣病認定基準に「蓋然性」を導入

1979 (昭 54). 4 経団連 公害補償法の廃止を企図

1982 (昭 57). 5. 26 新潟水俣病被害者の会 結成

1982 (昭 57). 6. 21 新潟水俣病第二次訴訟 提訴 弁護団長 坂東克彦

1987 (昭 62). 3. 30 熊本地裁 熊本水俣病第三次訴訟第一陣判決  
国・県・チッソの賠償責任を認める。(控訴)

1987 (昭 62). 9 公害健康被害補償法改正

大気汚染指定地域の全面解除と新規認定の打ち切り

昭 63.3.1 から施行

- 1990 (平 2). 7 全国公害被害者・弁護団全国連絡会議 (全国連) 熊本地裁, 福岡地裁, 福岡高裁, 東京地裁に和解勧告申し入れ  
これをうけて各裁判所 和解勧告
- 1992 (平 4). 3. 31 第二次訴訟第一陣 判決 (新潟地裁)  
原告 91 名中, 88 名を水俣病と認定。国の責任は否定
- 1994 (平 6). 11. 4 新潟水俣病第二次訴訟第一陣 東京高裁に和解勧告申し入れ  
れ
- 1995 (平 7). 5. 9 水俣病問題解決についての三党合意  
自由民主党・日本社会党・新党さきがけ
- 1995 (平 7). 11. 17 坂東克彦 新潟水俣病弁護団長を辞任
- 1996 (平 8). 12. 11 新潟水俣病解決協定  
新潟水俣病被害者の会, 新潟水俣病共闘会議, 昭和電工  
① 原告らは和解上の当事者  
② 国, 昭和電工の加害者としての立場は不明確  
③ 一人 260 万円
- 1997 (平 8). 2 新潟水俣病第二次訴訟 「和解」により終了
- 2004 (平 16) 8 坂東克彦 熊本・新潟両水俣病事件を含め, 保管している日本  
公害事件の全資料を新潟県に寄贈 「県立環境と人間のふれあい館」に収  
納
- 2004 (平 16). 10. 15 関西水俣病訴訟 最高裁判決  
(1) 国・熊本県の賠償責任を認める。  
(2) 政治決着のもとになった環境省が定めた認定基準を否定  
(3) 大阪高裁で勝利した何人かの原告について請求棄却
- 2008 (平 20). 11. 4 新潟水俣病地域福祉推進条例 (新潟県条例 第 38 号)  
主治医の診断により「水俣病患者」と認め, そのための審査会は置か  
ず, 患者に対して毎月一定の金額を支給する。
- 2009 (平 21). 7. 8 水俣病特訴法  
(水俣病被害者の救済及び水俣病問題の最終解決に関する特別措置法)
- 2013 (平 25). 4. 16 最高裁判決 溝口訴訟にて認定基準について新判断を示す。